

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険法に関連する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関川村は、国民健康保険法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

関川村長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>②国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</p> <p>③銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</p> <p>④世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</p> <p>⑤世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</p> <p>⑥被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>関川村は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認等を実施するため、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を取り扱う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. 国保総合システム 6. 国保情報集約システム 7. 医療保険者向け中間サーバ等 8. 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務> 番号法第9条第1項 別表第一第16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険関係事務> 番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、88、87、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉課	
②所属長の役職名	課長 佐藤 充代	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	関川村 総務政策課 総務班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1476	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	関川村 健康福祉課 福祉保険班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1472	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	5. 評価実施期間における担当部署	課長 船山久治	課長 中東正子	事後	修正漏れによるもの
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	関川村(以下「村」という。)は、国民健康保険法に関連する事務における特定個人情報の取扱い	関川村は、国民健康保険法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人	事前	
	I 関連情報	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険事務として、被保険者の届出による資格の得喪・	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	事前	
	1. 特定個人情報ファイルを取り関連情報	国民健康保険システム(総合行政情報ネットワークシステム)	国民健康保険システム(総合行政情報ネットワークシステム)	事前	
	I 関連情報	国民健康保険ファイル	国民健康保険情報ファイル	事前	
	2. 特定個人情報ファイル名				
	I 関連情報	番号法第9条第1項 別表第一第30項	番号法第9条第1項 別表第一第30の項	事前	
	3. 個人番号の利用		番号法第9条第2項		
	I 関連情報	番号法第19条第7号 別表第二第42、43項	番号法第19条第7号	事前	
	4. 情報ネットワークシステム		(別表第二における情報提供の根拠)		
	II しきい値判断項目				
	1. 対象人数	平成26年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事前	
	II しきい値判断項目				
	1. 取扱者数	平成26年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事前	
令和1年5月28日	I-5 評価実施機関における担当部署(①部署)	関川村 住民福祉課	関川村 健康福祉課	事後	
令和1年5月28日	I-5 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	課長 中東正子	課長 佐藤充代	事後	
令和1年5月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	関川村 総務課 総務班 関川村大字下関912番 TEL0254-64-1476	関川村 総務政策課 総務班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1476	事後	
令和1年5月28日	I-8 個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	関川村 健康福祉課 福祉保険班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1471	関川村 健康福祉課 福祉保険班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1472	事後	
令和2年11月1日	I-1-② 事務の概要		(追加記載) 関川村は、「医療保険制度の適正かつ効率的	事前	
令和2年11月1日	I-1-③ システムの名称		(追加記載) 1. 国民健康保険(税)システム	事前	
令和2年11月1日	I-2 特定個人情報ファイル名		(追加記載) 国民健康保険税賦課ファイル	事前	
令和2年11月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第30の項	<国民健康保険関係事務>	事前	
令和2年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一第30の項 <国民健康保険関係事務>	事前	
令和2年11月1日	II-1.対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日	令和2年11月1日	事前	
令和2年11月1日	II-1.取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日	令和2年11月1日	事前	
令和2年11月1日	8. 監査 実施の有無	外部監査	内部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険関係事務> 番号法第19条第7号	<国民健康保険関係事務> 番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴う号ずれを修正するもの
令和4年2月1日	I-1-③ システムの名称		8. 市町村事務処理標準システム	事後	事務処理標準システムを導入し、稼働したことによるもの
令和4年2月1日	II-1.対象人数 いつ時点の係数か	令和2年11月1日	令和4年2月1日	事後	
令和4年2月1日	II-1.取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年11月1日	令和4年2月1日	事後	